

# 秋葉原地区における公共空間を活用した屋外広告物ガイドライン

## (趣旨)

第1条 この屋外広告物ガイドラインは、“世界に開かれた国際都市にふさわしい先端性をもった風格ある都市景観を創出すること”を目的にした「秋葉原地区における景観ガイドライン」に従い、秋葉原地区内の公益的取り組みへの寄与として、表示、掲出する広告及び広告媒体に関する基準を定めるものである。

現代の日本を代表する国際的なイメージと江戸時代からその活気と賑わいを維持して来た歴史性を持つ秋葉原地区の独自性に配慮しながら、その魅力を今後も発展・向上させる創造的な試みを阻害する事無く、公共の場にふさわしい品格を保つことをその目的とする。

## (広告に関する基本方針)

第2条 広告の表示に関する基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 交通安全に配慮した表示方法及びデザインとすること
- (2) 公共空間に相応しいデザインとすること
- (3) まちの景観に配慮したデザインとすること
- (4) まちの賑わいに資する洗練されたデザインとすること
- (5) 子供から大人まで、性別を問わず受け入れられる表示内容とすること
- (6) 東京都屋外広告物条例（昭和24年8月27日東京都条例第100号）に定める許可基準に合致すること

## (広告の内容に関する基本事項)

第3条 広告の内容に関する基本事項は、以下のとおりとする。

- (1) 基本的人権を損なわないこと
- (2) 消費者保護の観点から適切なこと
- (3) 児童及び青少年の保護の観点から適切なこと
- (4) 公序良俗に反しないこと

## (広告の内容に関する禁止事項)

第4条 広告の内容に関する禁止事項は、以下のとおりとする。

- (1) 法令に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 健康上、被害を与える恐れがあるもの
- (3) たばこ、風俗営業、消費者金融等に関するもの
- (4) 宗教、思想、政治に関するもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現
- (6) 根拠のない表現
- (7) その他、屋外表示する内容としてふさわしくないもの

## (広告のデザインに関する基本事項)

第5条 広告のデザインに関する基本事項は、以下のとおりとする。

- (1) 公序良俗に反しないこと
- (2) 美観風致を害しないこと
- (3) 公衆に対して不快の念を与えないこと
- (4) 交通安全を阻害しないこと
- (5) 自動車の運転の妨げにならないこと
- (6) 暴力や犯罪を助長しないこと
- (7) 児童及び青少年の健全な成長を害す恐れのないこと
- (8) その他、屋外広告としてふさわしくないデザインは使用しないこと

## (広告のデザインに関する配慮事項)

第6条 広告のデザインに関する都市の美観向上の観点から配慮事項は以下のとおりとする。

- (1) 文字を極力少なくし、絵や写真でイメージを伝えるものとする

## (映像装置に関する基準)

第7条 映像装置を用いる場合は、第6条までの要件に加えて以下のとおりとする。

- (1) 音声を伴う場合、音声の音量や音色が通行者に不快感を与えるものではないこと
- (2) 視覚的に強い表現等をしないこと
- (3) その他、映像装置としてふさわしくないと認められるものは使用しないこと

## (広告媒体)

第8条 広告媒体は、秋葉原地区内における広場、道路、公園等の公共空間のうち広告掲出が可能な街路灯及び壁面等とする。

## (審査会の設置)

第9条 表示する広告については、「秋葉原屋外広告物審査会（以下、「審査会」という。）」を設置し、審査会の承認を得てから表示するものとする。なお、審査会及び審査基準等については、別途定める。

## (審査会への付議等について)

第10条 広告主から広告表示の申請があった場合は、秋葉原タウンマネジメント㈱が受付け、速やかに審査会へ付議する。

- 2 審査会の結果については速やかに広告主に回答し、広告の内容、デザイン等に修正があった場合は、修正後の広告内容、デザインの確認を行う。
- 3 また審査の結果については、屋外広告物部会に適宜報告を行うものとする。
- 4 審査会の審査状況については、屋外広告物部会が四半期に一度、都に報告する。

## (広告の掲出)

第11条 審査会の承認を得たものに限り、表示することができる。

## (広告の行政手続き)

第12条 表示する広告の行政手続きについては、秋葉原タウンマネジメント㈱が行うものとする。

## (広告主の責任)

第13条 広告の内容、デザインに関しては、全て広告主が責任を負うものとする。

## (本ガイドラインの変更手続き)

第14条 審査会にて本ガイドラインの変更が必要と判断された場合、もしくは外部の指摘等によりガイドラインの変更を余儀なくされる場合等において、年度毎に見直すことができるものとする。

## (その他)

第15条 本ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は別途定める。